

京都府南部地域モビリティ・マネジメント調査業務公募型プロポーザル募集要領

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

平成 25 年 10 月 7 日
京都府知事 山 田 啓 二

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 京都府南部地域モビリティ・マネジメント調査業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「業務仕様書」のとおり
- (3) 業 務 期 間 契約締結日から平成 26 年 3 月 20 日(木)まで
- (4) 見積限度額 4, 000, 000円(税抜き)
見積限度額を超える提案は失格とする。

2 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- (2) 平成 25 年度京都府測量等業務指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないもののいずれでもないこと
- (4) この公告の日から6で定める企画提案書等の提出期限までの間、京都府の指名競争入札における指名停止を受けていないこと
- (5) 企画提案書を提出するときに、府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと
- (6) 国又は地方公共団体を契約の相手方として、過去3年以内に本件業務と同種の業務を行った実績を有すること
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人の役員等が暴力団である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (8) (7)に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者でないこと

3 担当部署及び問い合わせ先

住所 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府建設交通部交通政策課 企画担当 畑中、亀谷

道路計画課 計画担当 小河

電話番号 075-414-5143(交通政策課)(平日 9:00~17:00)

FAX 番号 075-414-5183(交通政策課)

メールアドレス kotsu@pref.kyoto.lg.jp

4 説明会について

説明会を次のとおり開催するので、ホームページ掲載の業務説明書等を各自持参の上、参加すること。なお、説明会に不参加であっても、本プロポーザルに参加することはできる。

(1) 開催日時

平成 25 年 10 月 9 日(水)午後2時から

(2) 開催場所

京都府庁 2 号館 5 階 建設交通部会議室

5 質疑・応答

質問については、以下により受け付ける。

(1) 質問期限

平成 25 年 10 月 10 日(木)午後 5 時

(2) 質問方法

別途指定する質問書(様式4)により、3の担当部署あて持参又は FAX にて提出すること。

なお、FAX により質問を提出する場合は、必ず担当課へ電話にて受付の確認を行うこと。

(3) 回答日時

平成 25 年 10 月 11 日(金)午後4時

(4) 回答方法

FAX により回答を行う。

ただし、質問又は回答の内容が、7以外の審査内容に係る質問については、回答できない。

6 応募手続き

(1) 応募書類

ア 企画提案書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 平成 25 年度京都府測量等業務指名競争入札参加資格認定通知書(写し)

(2) 応募書類の配布期間

平成 25 年 10 月 7 日(月)から平成 25 年 10 月 17 日(木)の平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

※ 京都府ホームページにて期間中ダウンロード可能

(3) 応募について

本業務の受注を希望する者は、以下のア～ウにより企画提案書他応募書類を7部提出すること。

ア 提出期限

平成 25 年 10 月 17 日(木)午後5時

イ 提出場所

3に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送による。(郵送の場合は、書留郵便とし、アの期限までに必着のこと。)

(4) 企画提案書について

企画提案書作成は、当該募集要領及び業務仕様書に基づき別添様式1により作成し、提出すること。

なお、同一者からの複数提案は認めない。

7 契約相手方の特定(企画提案の審査の手続及び評価)

(1) 評価の方法

外部有識者等及び本府職員で構成する意見聴取会議の意見徴収を経て、提出書類を基に同意見聴取会議委員の意見・評価を参考に企画提案内容を評価し、候補者及び次点者を選定する。なお、適切な提案(評価基準に基づく評価点の合計が360点以上の提案)がない場合は候補者及び次点者を選定しない。

(2) 評価の内容

提案書の内容を基に、別添の評価基準に従い、意見聴取会議の意見徴収を経て、本委託契約の相手方を特定する。

(3) 評価点が同点の場合の取扱い

評価基準に定める方法により順位を定める。

8 評価結果の通知等

(1) 企画提案書提出者全員に、通知相手方の評価点、全企画提案書提出者の名称(申込順)及び評価点(点数順:候補者以外の参加者の名称は「A社」等とする。なお、企画提案書提出者が2者の場合は候補者以外の者の評価点は記載しない。)を通知する。

(2) 候補者には、(1)に加え、選定されたこと及び期間を限って随意契約に向けた交渉を進める旨を通知する。

(3) 担当部署の窓口において、(1)及び(2)の通知の翌日から1年間、評価結果(全参加申請者の名称(申込順)及び評価点(点数順:候補者以外の参加者の名称は「A社」等とする。なお、参加申請者が2者の場合は候補者以外の者の評価点は記載しない。))を閲覧に供する。

(4) 候補者として選定されなかった場合の説明手続等

候補者として選定されなかった者は、(1)の通知をした日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に、3の担当部署に対して候補者として選定されなかった理由について書面(様式は自由)により説明を求めることができ、担当部署は説明を求められた日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に書面で説明をするものとする。

9 その他

(1) 企画提案書の作成・提案等に関して必要となる一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 次に該当する場合は、失格とする。

ア 2に掲げる資格のない者が企画提案書を提出した場合

イ 企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 企画提案書が作成要領又は業務仕様書に示した要件に適合しない場合

エ 見積限度額を超えた金額が提示された場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした場合

カ 他の参加者と企画提案内容について相談したり、他の参加者に企画提案書を開示する等、競争を制限する行為をした場合

(3) 担当部署から指示があった場合を除き、提出期限後は提出された企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

(4) 参加を辞退する場合は、辞退届(様式3)を提出すること。

(5) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。

(6) 候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、企画提案書の複製を作成することがある。また、広報等のために必要な場合に、企画提案書を利用することがある。

(7) 提出された企画提案書等は返却しない。

(8) 参加者が1者の場合であっても、原則有効として手続きを進める。

(9) 企画提案内容に含まれる特許権など第三者の権利の対象となっているものの使用については、参加者が責任を負う。

(10) その他詳細は、業務仕様書による。

(11) 選定された候補者との契約までの手続、日程等

選定された候補者と提出された企画提案書を参考に交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この交渉の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、選定された候補者との交渉が不調となった場合は、次点の候補者として評価された者から順に交渉の上、契約を締結する場合がある。